

令和8年度離婚前後親子支援事業 事業者募集要項

1 事業の趣旨・目的

ひとり親家庭の親と子どもにとって、離婚時に養育費や親子交流をはじめとした必要な取決めを十分に理解し、決定したうえで離婚することは、その後の養育費の適正な確保につながり、親子の経済的負担を軽減するだけでなく、子どもが、同居親だけでなく別居親からの愛情を十分に感じることによる心身の安定、健全な育成にも資することができる。

これを踏まえ、離婚前の子育て世帯に対し、必要な情報や相談を行う機会を提供することで、離婚後の親子の心身・生活の安定を図ることを目的とした「離婚前後親子支援事業」を実施する。

適切な運営が確保できると認められる法人に委託して実施するため、次のとおり公募型プロポーザル方式で受託法人の選考を行う。

2 公募に関する事項

(1) 業務の名称

令和8年度川崎市離婚前後親子支援事業

(2) 業務内容

川崎市離婚前後親子支援事業 仕様書等に基づく業務の実施

(3) 契約予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4) 業務委託上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1,700,000円

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 担当部署（問い合わせ先・書類送付先）

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

電子メール 45kodoka@city.kawasaki.jp

電話 044-200-2672 / FAX 044-200-3638

(7) 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本事業を的確に遂行する能力を有する者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 令和8年2月13日（金）までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行

っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務」種目「99 その他」で登録されている者（または登録が予定されている者）であること。ただし、受託の決定にあたっては実際に登録されていることを要します。

オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

キ 法人又はその代表者が市税を滞納していないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（8）公募スケジュール

| | |
|----------------|--------------|
| 令和8年1月30日（金） | 公募の告知 |
| 令和8年2月 6日（金）正午 | 質問書の受付期限 |
| 令和8年2月13日（金）正午 | 参加意向申出書の提出締切 |
| 令和8年2月20日（金）正午 | 企画提案書の受付期限 |
| 令和8年3月 5日（木）頃 | 委託法人選考委員会 |
| 令和8年3月中旬 | 選考結果通知 |
| 令和8年4月 1日（水） | 契約締結 |

（9）企画提案に関する質問

ア 質問方法

質問書（別紙4）を電子メールで送信してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

イ 受付期限

令和8年2月 6日（金）正午必着

ウ 回答方法

川崎市ホームページ（本委託業務の募集ページ）に掲載します。

（10）参加意向申出

ア 提出書類

- ① 参加意向申出書（別紙1）
- ② 誓約書（別紙2）

イ 提出方法

郵送または電子メールで提出してください。

※ 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で、（6）の書類送付先

にお送りください。

※ 電子メールで提出する場合は、代表者印の押印のあるもののスキャンデータを送信し、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。また、原本を後日郵送してください。

ウ 提出期限

令和8年2月13日（金）正午必着

エ 参加資格確認通知

提出書類により資格要件に関する審査を行い、参加資格確認通知を電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

(11) 企画提案書の提出

ア 提出書類【PDF、パワーポイント、ワードのいずれかの形式により提出】

下記の①から③までをA4横版・横書きで作成し、提出してください。選考委員会での企画提案は、御提出いただいた企画提案書をモニターに映写してプレゼンテーションを行っていただきます。映写は川崎市のPCで行いますので、PCを持参していただく必要はありません。

① 企画提案書（共通項目）

「3 企画提案に関する事項」の（1）から（6）までの項目について、項目順に沿った章立てで、表紙・目次を除き20ページ以内で作成してください。複数の地区に応募する場合も、地区ごとに内容を変えずに、一つの企画提案書として提出してください。

② 経費見積書

見積書について費目ごとの内訳を示して作成してください。

イ 提出方法

電子メールで提出してください。電子メールでの提出ができない場合は、市のオンラインストレージを利用可能ですので、事前に御相談ください。

送信先アドレス：45kodoka@city.kawasaki.jp

ウ 提出期限

令和8年2月20日（金）正午必着

3 企画提案に関する事項

「令和8年度川崎市離婚前後親子支援事業実施委託 仕様書」に基づき、次の各項目について提案してください。なお、提案内容については、必要と認められる範囲で契約時に仕様書へ反映し、運営業務の中で取り組んでいただきます。

(1) 法人の運営状況、本事業における役割認識及び実施方針について【最大25点】

- ・法人の概要及び運営状況について、簡潔に示してください。
- ・事業の目的を踏まえて、自身が果たすべき役割と実施方針について考えている

ことを示してください。

- ・本事業に関する事業（他の自治体での事業を含む）の運営実績を示してください。

（2）情報提供を目的とした講座の開催【最大30点】

- ・講座の開催について、実施する内容を踏まえて本事業の目的を踏まえ自身が受託した場合に達成できると考える特筆すべき点をアピールしてください。
- ・講座の内容、開催方法、開催回数、1回あたりの実施時間、定員数、実施スケジュール、広報チラシの内容・発行部数などの概要とその趣旨について示してください。なお、実施回数は契約期間内に各講座を少なくとも3回以上開催し、定員は履行期間内の合計で各60名以上（合計180名以上）に設定するものとし、その他の事項は仕様書の内容を踏まえ提案してください。

（3）個別相談対応【最大30点】

- ・個別相談の実施方法、定員数、1回あたりの相談時間、候補日時の設定イメージ（期間や祝休日の有無など）、目的の達成を踏まえて提案してください。
- ・個別相談に対応するために配置する者の能力や資格、実績について示してください。

（4）事業実施結果の報告【最大10点】

- ・実施結果の報告については、次年度以降の事業のあり方の検討材料とすることを踏まえ、その報告内容について提案してください。
- ・仕様書に含まれていない内容を含め、本事業の目的を踏まえ効果的と考える提案内容についての展望等があれば示してください。

（6）その他の提案【最大5点】

- ・仕様に定めるもの以外で、本事業の目的を踏まえて特別効果的と考え、業務委託上限額のなかで実施することのできる取組がある場合は提案してください。
※ 仕様書で示す業務を充実させる提案は（1）～（5）の加点対象であり、完全に別の業務として認められ、かつ本事業の目的達成に資する内容である場合のみ加点するものとします。

4 選考に関する事項

（1）選考方法

- ア 提出された書類をもとに委託法人選考委員会による審査を行い、基準点（提案事項「（5）その他の提案」を除く合計点の60%）を満たした事業者のうち、最

高得点の事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員3名以上の合計点で決定します。

- イ 最高得点の事業者が複数の場合は、そのうち経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。これにより決しない場合は、選考委員の協議により決定します。
- ウ 応募事業者が1事業者のみの場合は、当該事業者が基準点（合計点の60%）を満たした場合に受託予定者として選定します。
- エ 選考結果は参加事業者へ書面にて通知します。

（2）採点の基準

| 評価 | 優れている | やや 優れている | 普通 | やや 劣っている | 劣っている | 提案なし |
|----|-------|-------------|----|-------------|-------|------|
| 得点 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗じます。

5 その他留意事項

- （1）手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- （2）応募事業者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ウ 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （3）提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- （4）応募に要する費用は応募者の負担とします。
- （5）提出された企画提案書は、川崎市公文書管理規則等の規定に基づき、一定期間保存します。なお、企画提案書について川崎市情報公開条例に基づく開示請求があつた場合は、当該企画提案書を提出した事業者に対して、同条例第15条第1項に基づき意見書の提出を求める上で、開示する範囲を決定します。
- （6）応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙3）を提出してください。
- （7）本事業の契約には契約書の作成を要します。